

生駒市と三井住友海上火災保険株式会社による
地域 SDGs・カーボンニュートラル推進に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）
とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域 SDGs・カーボンニュートラル推進に関して連携、協力
するとともに、いこま SDGs アクションネットワークの運用を通じて、生駒市を拠点に
事業活動を行う中小企業等に対して、SDGs・カーボンニュートラルの取組強化に向けた
知見共有や具体的取組への助言・支援を行うことで、当該企業及び地域社会の持続的な
発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力
して取り組むこととする。

- (1) いこま SDGs アクションネットワーク協創サポーターとして市内中小企業支援
- (2) 地域の SDGs 推進に関する情報提供・実現に向けた具体的助言
- (3) 地域のカーボンニュートラル推進に関する連携・助言

（暴力団など排除に係る解除）

第3条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することが
できる。

- (1) 役員等（役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関
する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団
員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以
下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であ
ると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員
が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の
不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員
を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直
接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認めら
れるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される
べき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず

らず、遅滞なくその旨を相手方に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により本協定が解除された場合において、解除された相手方に損害が生じ
ても解除した当事者は賠償責任を負わない。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議上、
必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密
情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和3年10月28日から令和5年3月31日までとする。
ただし、期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わ
ないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様
とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、
甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通
を保有するものとする。

令和 3年 10月 28日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長



乙 奈良県奈良市大宮町3丁目4-29
三井住友海上火災保険株式会社
奈良支店長

